

# 歩行者・自転車に注意

4月になり新入学児童・生徒が活動し、本格的に歩行者・自転車の活動期に入ります。

また、4月6日から15日までの10日間、「春の全国交通安全運動」も実施されます。

平成30年4月1日から「北海道自転車条例」が施行され、自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進し、環境への負荷の低減、道民の健康の増進、観光の振興等に資することが目的となっております。

## 自動車等運転者の責務として、同条例の第6条に、

- 自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行できるように配慮する。
  - 自転車の側方通過時の安全な間隔の確保又は徐行をするよう努める。
- と定められております。

事業用貨物自動車が第1当事者の交通死亡事故死者数は、平成25年から過去5年間で64人であり、そのうち歩行者が16人、自転車が10人となっており、全体の約41%を占めています。

## 歩行者・自転車の交通事故防止のポイント

- 1 住宅街では、自転車側の一時停止に要注意。
- 2 トラック側の一時停止は、確実に2度停止、左右の確認。
- 3 交差点の右左折時は、確認運転の励行！  
左折時は、左後方からの歩行者・自転車に要注意。  
右折時は、右後方からの歩行者・自転車に要注意。
- 4 特に自転車は、確認した時にいなくても、早いスピードで接近するので要注意。
- 5 一時停止場所、交差点の右左折は、確認の上に確認を重ね、ゆっくりと走行してください。  
事故があったらその場で停止、負傷者等の救護を優先！

～適正な運転を阻害する「あ・い・う・え・お」の撲滅！～  
(あせり・いかり・うっかり・エゴ・おごり)